

瑞穂監第49号
平成31年3月27日

瑞穂市長
棚橋敏明様

瑞穂市議会議長
藤橋礼治様

瑞穂市教育長
加納博明様

瑞穂市監査委員 井上和子

瑞穂市監査委員 堀武

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「別府保育所」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「別府保育所」における平成30年4月1日から平成30年12月31日までの財務に関する事務の執行と重点項目として「需用費、備品購入費」について、都市監査基準(平成27年8月27日全国都市監査委員会制定)に準拠し監査を行った。

別府保育所は、教育委員会の幼児支援課に属し、平成30年12月末日現在、所長以下保育士（補助職員及び派遣職員含む）59名で保育所を運営している。

なお、別府保育所は市内9か所の保育所のうち、定員数は最大の規模となっている。平成31年2月1日現在の入所児童数は認可定員280名に対し257名で、年齢別の内訳は、次のとおりである。

平成31年2月1日現在（単位：人）

区分	未満児			3歳児	4歳児	5歳児	合計
	0歳児	1歳児	2歳児				
児童数	6	39	42	59	57	54	257

2 監査の実施場所及び日程

別府保育所

平成31年2月25日（月）

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行については、幼児支援課及び教育総務課から提出された資料を基に各課長及び担当者から、現状と課題については、保育所経営方針を基に所長からそれぞれ説明を求めるとともに、現地において備品管理状況等も含め通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

別府保育所を含む保育所全体の財務の執行については、次のとおりで、財務の事務はおおむね適正に執行されているものと認められた。

教育総務課分

平成30年11月末日現在

	予算額（円）	収入・執行済額（円）	比率（%）
歳入	-	-	-
歳出	477,370,000	265,682,221	55.7

幼児支援課分

平成 30 年 12 月末日現在

	予 算 額 (円)	収入・執行済額 (円)	比率 (%)
歳 入	695, 103, 000	349, 869, 815	50.3
歳 出	1, 127, 590, 000	640, 789, 597	56.8

2 需用費、備品購入費について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
1	合鍵の管理について	<p>別府保育所は、職員増加、延長・早朝職員の勤務が複雑となり鍵の受け渡し困難を理由に、合鍵を正職員全員（18人）に渡しているが、保育所の開・施錠した職員の記録等の管理はされていなかった。また、幼児支援課においては各保育所の合鍵の予備を保管していたが、保育所別の保有数及び管理状況等について把握していなかった。</p>	<p>保育所の開・施錠した職員の記録等の管理がされていない状態であることは合鍵の目的である財産、情報等の保全、保管等が危険にさらされた場合の責任の所在が不明確となる。今後においては、台帳等を用いて開・施錠した職員、日時等の管理等を行っていただきたい。また、セキュリティ向上のため出退勤等が管理記録できる電子錠等を用いた運用も併せて検討していただきたい。</p> <p>幼児支援課は、各保育所の合鍵の予備を保管していたが、保育所別の保有数及び管理状況等について把握していないとのことであるが、これは各保育所の状況が適切に管理等されておらず内部統制が不十分と言わざるを得ない。今後においては、合鍵に限らず各保育所の状況を適切に管理等していただきたい。</p>
2	図書の購入について	<p>図書の支出科目は、園児が使う絵本は消耗品費等、職員が使う参考図書は、図書等で区分しているとのことであるが、平成 29 年度及び平成 30 年度において、職員が使う参考図書を消耗品費等で支出していた。</p>	<p>絵本と参考図書の支出科目を区分しているのであれば、区分したとおりそれぞれの科目で支出すべきであり、安易に伝票を起票し、決裁されていたと言わざるを得ない。今後は、チェック体制の見直しを図っていただきたい。</p>

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
3	支払遅延について	消耗品の購入による請求書の受理が平成30年3月30日、伝票の起票が4月25日で支払が5月11日で請求書の受理日から支払日まで15日以上経過しているものがあった。	瑞穂市契約規則取扱要領第37条によると契約書又は請書の作成されていない場合の支払時期は請求書を受理した日から15日以内の日と定められている。そのため、契約書を取り交わさない消耗品の購入は、15日以内の支払いが要求されることになり、長期間に渡って請求書を放置しておくことは不適切である。今後は、請求書の受理後速やかに起票すべきである。
4	予算積算及び執行について	平成27年度から平成29年度の需用費は予算内で執行されているが、需用費のうち消耗品費等の予算執行率が各年度において140%以上であった。 平成29年度及び平成30年度において、別府保育所地域子育て支援センターで使用しているファンヒーターの灯油を別府保育所費で支出していた。	別府保育所の消耗品費等の予算執行率140%以上、一部の保育所においても執行率100%以上の年度があり予算不足分が賄えたということは、当初に計上された他科目的積算が過大であったと言わざるを得ない。また、地域子育て支援センターの灯油を別府保育所費で支出していたことは予算の目的外支出であり予算の積算、執行が不適切である。今後は、予算積算及び執行を適切にすべきである。
5	備品管理について	年度が古く現在存在していない洗濯機、冷蔵庫が備品管理システムに登録されていた。	備品の確認を行い、実態に即した管理及び手続を適切にすべきである。

3 その他について

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
6	今後の幼児運動教室について	平成32年度以降（瑞穂市総合戦略終了後）の幼児運動教室実施の有無は保育所長会議などで検討していくことであった。	平成27年度からスタートした瑞穂市総合戦略の期間は5年間であり、平成31年度が最終年度となるため、幼児運動教室で得られる知識や技術を保育士が習得し、平成32年度以降の通常保育において保育士が運動指導を行うことが出来るようしていただきたい。

番号	内 容	監査の結果	監査の意見
7	ホームページについて	牛牧第1保育所の利用定員が保育所運営規定では80人、ホームページの施設紹介では60人、保育施設一覧では90人と異なる利用定員が掲載されていた。実際の利用定員は、90人とのことであった。また、幼児運動教室実施の紹介ページが長らく更新されていなかった。	保育所運営規定の改正を怠り、ホームページの施設紹介では誤った利用定員を掲載し、一部のページで長らく更新されていないものがあったことは内部統制が十分に機能していなかったと言わざるを得ない。早急に修正するとともにホームページ更新、事務のチェック体制の見直しを図っていただきたい。

以上